

<公益財団法人 日本ダウン症協会より ご寄付のお願い>

今を生きているダウン症のある人たちを これから生まれてくるダウン症のある子どもたちを あなたの力で支えてください！！

公益財団法人 日本ダウン症協会(JDS)は、ダウン症のある人たちとその家族、支援者でつくる会員組織です。全国に約 5,700 名の会員がいます。

JDS では、広くご寄付をお願いしています。活動の幅の広がりによって事業は多彩になり、活動費も増えていきます。より充実した活動が展開できるよう、皆様からの善意で私たちを支えていただければ幸いです。

JDS の活動

相談活動、会報発行、セミナーの開催を大きな軸に、ダウン症に関わるさまざまな活動をしています。マスコミをはじめ、あらゆる立場の皆様からの相談・質問・依頼・要望などにお応えしています。

主な事業内容

「相談」「情報提供」「普及啓発」「調査研究」「その他」
どの事業も、ダウン症のある人たち、ひいては知的障害のある人たちのことを念頭に置きながら積極的に展開を図っています。



子どもたちの写真は、写真展「ダウン症 家族のまなざし -Shifting Perspectives-」の日本版作品、高橋依里(ONE ～ここにいるよ～)より

お問い合わせ先：公益財団法人日本ダウン症協会 事務局 TEL：03-6907-1824
〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-43-11 福祉財団ビル 5階 URL：http://www.jdss.or.jp

※ご寄付をいただいた場合は、お名前を月刊の会報「JDS ニュース」の情報コーナーに、「寄付者ご芳名」として掲載させていただきます。(掲載を希望されない場合はそのようにいたしますので、遠慮なくお知らせください)



日本ダウン症協会へのご寄付は、税制上の優遇措置が受けられます！

JDSは2013年4月1日より「公益財団法人」に移行しました。これに伴い「特定公益増進法人」となり、当協会へのご寄付については、寄付者が税制上の優遇措置を受けられるようになりました。この機会に、ぜひご支援のほどをお願いいたします。

個人の場合

所得税の所得控除を受けていただけます。＜確定申告をしていただく必要があります＞
※ 住民税の優遇措置については、お住まいの自治体にお問い合わせください。

法人の場合

寄付金を支出した法人の区分に応じて、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入できます。
※ 詳しくは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)等で、「寄附金控除」についてご確認ください。

～ ご寄付をいただく場合 ～

■ お近くの銀行または郵便局からお振り込みをお願いいたします

金額の指定はありませんので、ご都合の良い金額をお振り込みください。

※ 大変申し訳ありませんが、振込手数料がかかる場合はご負担ください。

※ ご寄付をいただいた方には、JDSから領収書をお送りいたします。

この領収書は、税制優遇のための確定申告をする際に必要になりますので、大切に保管してください。

■ お振り込みは以下をお願いいたします

ゆうちょ銀行

公益財団法人 日本ダウン症協会

振替口座：00120-8-57638

郵便局から

払込取扱票(青色印字)の通信欄に、以下をご記入ください。

*会員 / 非会員どちらか *住所 *氏名(フルネーム) *日中の電話番号 *「寄付金」である旨

他の金融機関から

*店番：019 *当座預金 *店名：〇一九(ゼロイチキュウ) *口座番号：0057638

■ 下記の申込書をJDS事務局へメールかFAXでお送りください



メール：info@jdss.or.jp



FAX：03-6907-1825

日本ダウン症協会へのご寄付 申込書

フリガナ：
ご芳名：.....
(団体名・代表者名)

〒
ご住所：.....

お電話番号：
※日中にご連絡できる番号をお願いいたします。

E-mail:@.....

ご寄付の金額： ¥

お振込日： 年 月 日
(振込予定日)

ご意見・ご要望等：